

令和2年度補正予算（第2号）

※
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
～ 脱コロナに向けた協生支援金 ～

令和2年6月25日



内閣府 地方創生推進室

- 本資料は、制度要綱や事務連絡等の詳細資料から要点を抜粋するなどして作成しています。実施計画の作成に際しては、必ず詳細資料を御参照願います。
- 令和2年度補正予算（第1号）時点からの主な変更点等に絞って御説明しています。5月1日付けにてお知らせした各種資料も合わせて御参照ください。

※ 以下、本資料において「臨時交付金」と記載します（引用個所を除く）。

目次・関係資料

目 次

(スライド右下NO)

臨時交付金の概要	これまでの経過	4
	第2次補正予算概要	5
	臨時交付金全体概要	6
	交付対象事業	7
	地方単独事業に関して (対象外経費)	8
	地方単独事業に関して (活用事例)	9
手続き	今後のスケジュール	10
	直近のスケジュール	12
	実施計画の作成①	13
	実施計画の作成②	14
	実施計画の作成③	15
	主なQ&A	16
	実施計画の受付 (第2次)	17
	お問合せ	18
	地域未来構想20について	20

関係資料

- | | |
|------|-----------------------|
| 詳細資料 | ・ 制度要綱 |
| | ・ 事務連絡 (6月24日付) |
| | ・ Q&A (第2版) |
| | ・ 活用が可能な事業 (例) |
| 様式等 | ・ 地域未来構想20について |
| | ・ 実施計画記入要領・記入例 |
| | ・ 実施計画様式、チェックリスト、基金調べ |
| | ・ 質問様式 |

臨時交付金の概要

これまでの経過

○ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日 閣議決定（4月20日変更））

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**」を創設する

令和2年度補正予算（第1号） ※ 4月30日成立、以下「第1次補正予算」

- ・ 計上額 1兆円
- ・ 5月29日の実施計画の提出（第1次）までに都道府県47団体、市町村1741団体、計1788の全ての交付対象自治体から、合計約24,000事業、配分額にして約7000億円分の計画の提出
- ・ 残約3000億円分の配分については、
※1
国庫補助事業等の地方負担額等を基礎として算定した額となる見込み（取扱いについては別途通知）

令和2年度補正予算（第2号） ※ 6月12日成立、以下「第2次補正予算」

- ・ 計上額 2兆円
- ・ 新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充

※1 第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（厚生労働省）が国費10/10とされたことから、第2次補正予算で措置された国庫補助事業に係る地方負担額についても、第1次補正予算の残約3000億円の配分において算定する見込み（スライド12参照）

第2次補正予算概要

1 予算額

2兆円（1次補正予算計上額と合わせて3兆円）

2 所 管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

（1）交付対象：実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

（2）交付方法：実施計画に掲載された事業[※]に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※第2次補正予算における国庫補助事業の地方負担分については、第1次補正予算の臨時交付金の未配分額により措置

（3）交付限度額：① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（1兆円程度）

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（1兆円程度）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

4 使 途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応

② 「新しい生活様式」等への対応

の事業に充当。

家賃支援、休業要請に伴う協力金等、地域公共交通機関等の維持・確保、旅館・ホテル等の経営支援、臨時休校に伴う子供たちの心のケア、修学旅行等のキャンセル代への支援 等

地域公共交通機関等の3密対策、福祉施設・観光施設・学校・スポーツ・文化イベント等の「新しい生活様式」の下での再開に向けた支援、地元産品のオンライン販売促進、オンライン教育・テレワーク導入支援、農林水産物の販売促進、観光地の活性化 等

臨時交付金全体概要

第1次補正予算

第2次補正予算

予算額

1兆円

2兆円

総額 3兆円

所 管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

交付対象等

① 交付対象

実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

② 交付方法

※1
実施計画に掲載された事業^{※1}に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

③ 交付限度額

人口、財政力、
新型コロナウイルスの感染状況、
国庫補助事業の地方負担額等
に基づき算定 ※2

① 事業継続等への対応分

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 「新しい生活様式」等への対応分

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

使 途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する
・新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援
等の事業に充当

① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応

② 「新しい生活様式」等への対応

の事業に充当

※1 交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象 ※2 国庫補助事業の地方負担額等に基づく算定は今後通知

交付対象事業

○ 交付対象事業は、次に掲げる基準（①～③の全て）に適合する事業です。

※ 交付対象事業の基本的な考え方は、第1次補正予算から変更ありません。※追記は青字・下線

- 1 実施計画を作成する地方公共団体が、
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の防止 及び
 - ・感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援
- を通じた地方創生に資する事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業

+

- 2
- 国の補助事業の場合

要綱別表に定める事業

国 令和2年度補正予算
(第1号、特第1号、第2号又は特第2号)
に計上される事業

又は

国 令和元年度当初予算に ※1
計上された予備費により
実施される事業
- 地 令和2年度 ※2
・当初予算 又は
・補正予算
に計上され、実施される事業
- 又は
- 地 令和2年度予算に計上された
予備費により実施される事業

+

- 3 令和2年4月1日以降に実施される事業

※1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾・第2弾（ただし、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る）

※2 令和2年度当初予算に計上された事業にあっては、①の内容等に特に必要と認められるものに限る

地方単独事業に関して（対象外経費）

- 地方単独事業に係る対象外経費のうち、基金の取扱に以下の変更があります。
（その他の対象外経費については、取扱に変更ありません。）

**以下に示す一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、
第1次補正予算の交付金も含めて交付対象として取り扱うこととします。**

- 1 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること**
- 2 対象事業は、以下のいずれかに該当するものであること**
 - イ** 利子補給事業又は信用保証料補助事業
 - ロ** 事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、
又は
当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの
- 3 令和2年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること**
- 4 原則として、**
 - ・ ②イに該当する事業の財源とする基金については令和7年度末まで、
 - ・ ②ロに該当する事業の財源とする基金については令和4年度末までに
廃止するものであること
- 5 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと**
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

地方単独事業に関して（活用事例）

- 引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が対象となります。
- 住民生活に身近な地方公共団体ならではの、きめ細やかな対応・取組の実施をお願いします。**

- 5月1日に発行した「活用のための参考事例集」についても、第2次補正予算に合わせて更新しておりますので、引き続きご活用ください。
- ※ 掲載された事業に用途を限定するものではありません。

1 新型コロナウイルス感染症に対する対応

2. 感染拡大の防止等 ③ 移動に際して取り組むもの

37 手づくりマスク製作事業

地方公共団体が、全国的に入手が難しい子ども向けマスク等の製作を誰が担うべきか、休校中の学校の備品のミシンの貸し出し等を行ないながら、必要物資を買い上げ、保育所や幼稚園、児童福祉施設等に配布するのに必要な経費に充当。



【目的】 マスクなどの必需品や必要な物資を確保したい
【主な関係】 厚生労働省・自治体・民間企業・NPO等

38 必需品品供給事業

他の支援対象の範囲外とならない又は超える部分について、妊婦や子ども、社会福祉施設、高齢者、障害者等の社会生活維持のために欠かせない活動主体に対して、地方公共団体がマスク、消毒液等を確保した際に配布する経費に充当。



【目的】 マスクなどの必需品や必要な物資を確保したい
【主な関係】 厚生労働省・自治体・民間企業・NPO等

昼や夜のリモート化支援事業

子育て・高齢者の、個人指導を実施する。遠隔で実施するために必要な経費の一部を支援し、地域に貢献を促す。若年層の地域への定着を促す。



【目的】 在宅勤務や在宅学習の環境を整えたい
【主な関係】 厚生労働省・自治体・民間企業・NPO等

子育て支援事業

子育て・高齢者の、個人指導を実施する。遠隔で実施するために必要な経費の一部を支援し、地域に貢献を促す。若年層の地域への定着を促す。



【目的】 在宅勤務や在宅学習の環境を整えたい
【主な関係】 厚生労働省・自治体・民間企業・NPO等

<医療>

オンライン診療・オンライン服薬指導を行うための支援

■ オンライン診療・オンライン服薬指導を行うための環境整備を柔軟に支援することで医療機関等のオンライン化を加速し、医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する。



【目的】 オンライン診療・オンライン服薬指導を行うための環境整備を柔軟に支援することで医療機関等のオンライン化を加速し、医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する。

【主な関係】 厚生労働省・自治体・民間企業・NPO等

<リビングシフト>

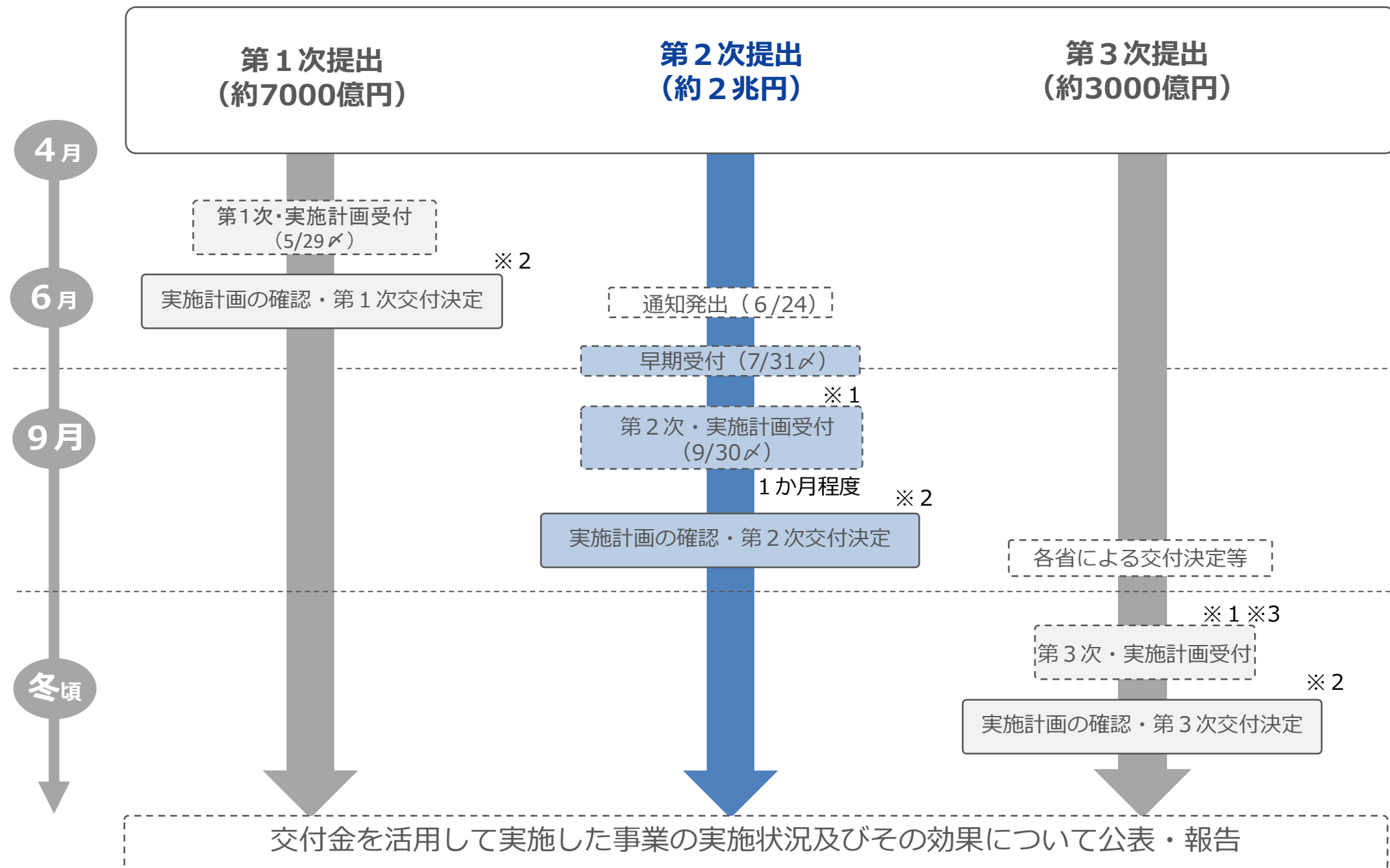
都市と地域の両方の良さを活かして働く・楽しむスタイル

3密対策不可欠な都市部の「生活・働く」に、地方で「生活・働く」との両立をプラス、実人口の創出・拡大。着目：地方生活や就業体験のインタースHIPの奨励。居住環境を改善するため、ハード・ソフト両面での取組を支援。地方公共団体は、地域での受け入れ体制構築（肉親・友人・地域）、情報発信やインタースHIP・人材マッチング等について思い切った支援・投資を行う。



【目的】 都市と地域の両方の良さを活かして働く・楽しむスタイルを実現したい
【主な関係】 厚生労働省・自治体・民間企業・NPO等

今後のスケジュール



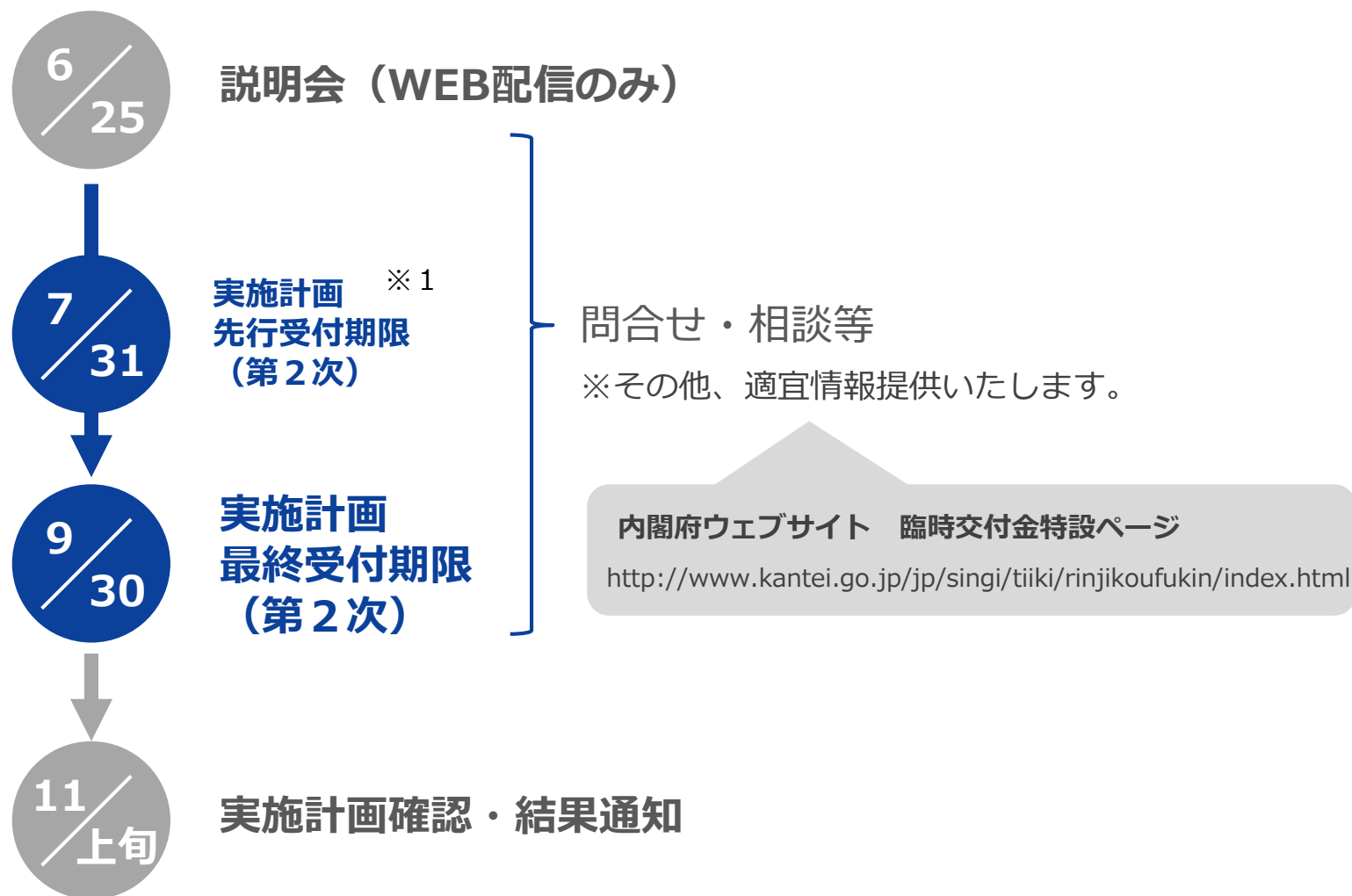
※1 事業の詳細について柔軟な変更を認める

※2 交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象
※3 国庫補助事業の地方負担分について、各府省の補助事業の進捗状況を踏まえて手続を開始

手続き

直近のスケジュール

- 第2次提出について、下記のスケジュールで実施計画をご提出ください。
- 第3次提出については、各府省の国庫補助事業等の交付決定時期を踏まえ、今後実施計画をご提出いただく予定です。

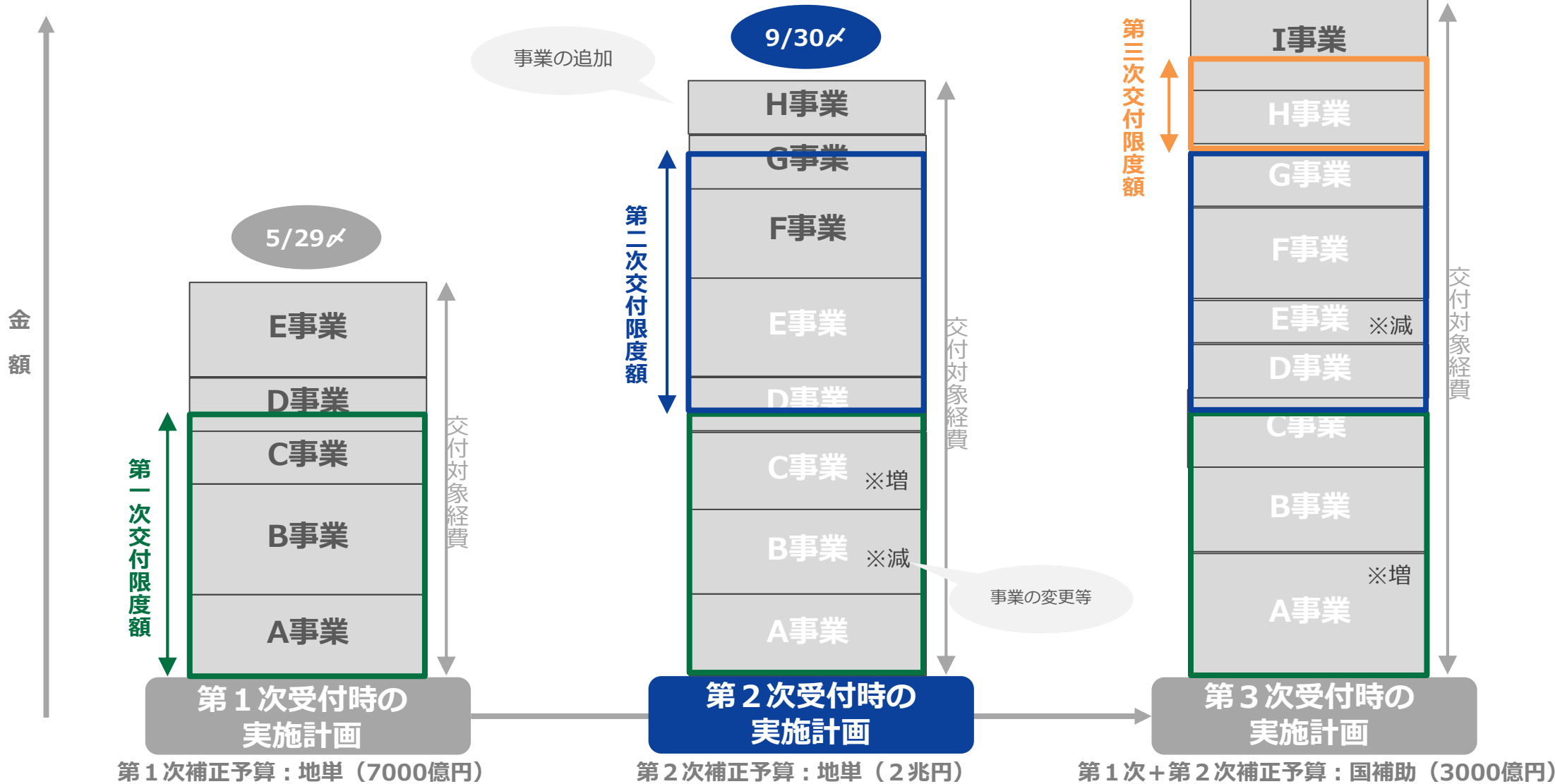


※1 第2次提出の中でも先行して提出された実施計画については、確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画をご提出ください。

実施計画の作成①

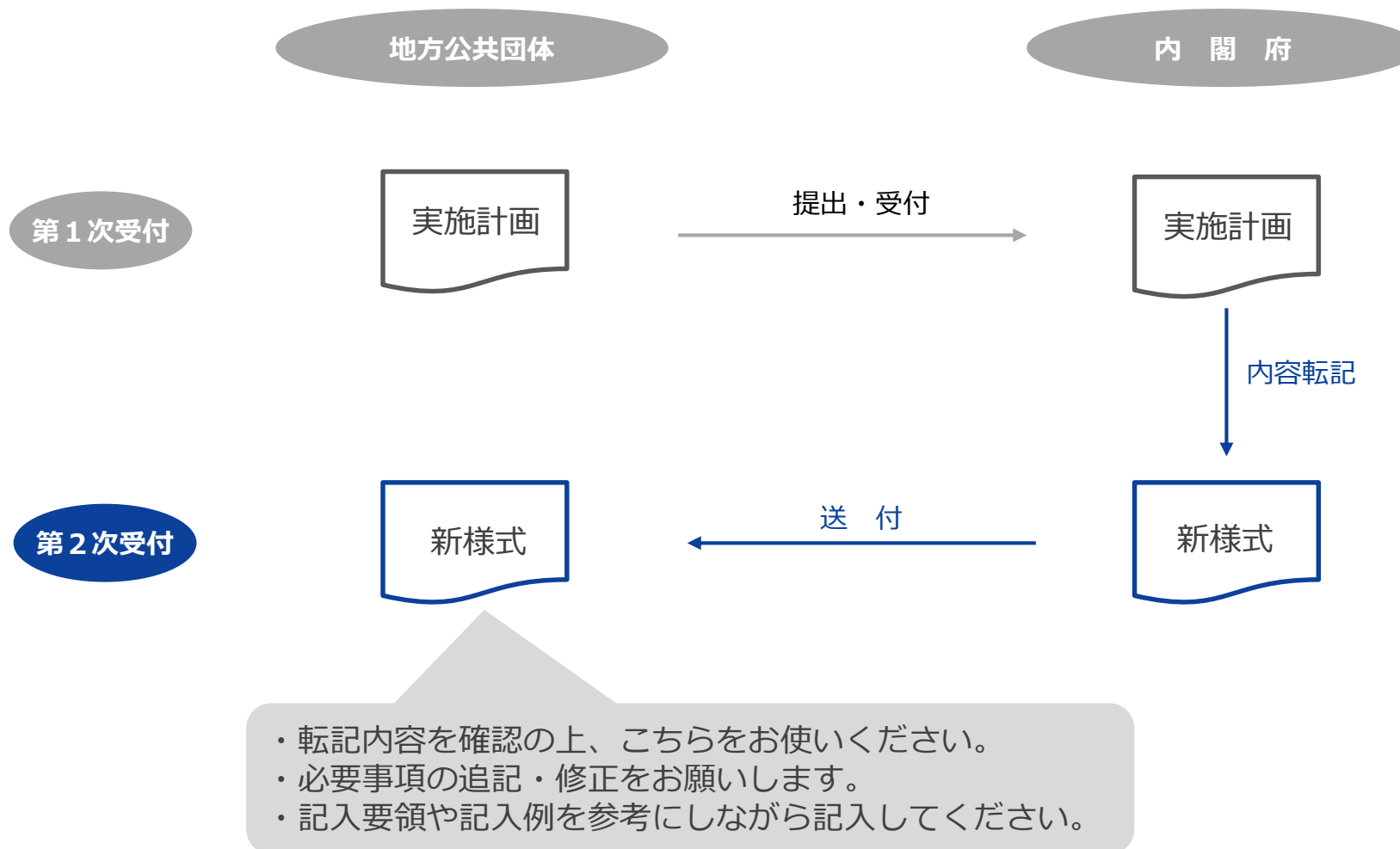
- 実施計画の提出及び当該実施計画に基づく交付決定は、三段階に分けて行う予定です。
- 新たに実施計画の作成ではなく、第1次実施計画の変更となります。

※下記イメージのとおり事業の追加等の修正をお願いします。



実施計画の作成②

- 第1次受付時から実施計画の様式を一部修正しています。
- 内閣府において第一次実施計画の最終提出版の内容を新様式に転記して送付しますので、そちらに必要な事項の追記・修正をお願いします。



実施計画の作成③

- 記入要領・記入例を熟読の上、実施計画の作成をお願いします。
- 「特定事業者等支援」欄、「交付対象事業の区分（地域未来構想20との該当関係）」欄については、既に記載されている事業（第1次受付分）についても記入が必要です。
- **エクセル様式の改変（行・列の追加・削除やセルの結合等）は絶対に行わないでください。**

No.

補助・単独

事業事例番号

交付対象事業の名称

事業の概要（①②③④を必ず明記）
①目的・効果
②交付金を充当する経費内容
③積算根拠（対象数、単価等）
④事業の対象（交付対象者、対象施設等）

事業事例に類似事例がある場合でも①②を記入すること。
（第1次提出時に記載を省略しており、事業内容に変更がない場合は不要）

特定事業者等支援

基金

緊急経済対策との関係

交付対象事業の区分
（地域未来構想20との該当関係）

事業開始期

事業終了期

総事業費

A

B

C

D

E

F

G

補助対象事業費

国庫補助額

交付対象経費

起債予定額

その他

補助対象外経費

参考資料

備考①
（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）

備考②
（事業の経費が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情）

予算区分

1

単

新型コロナウイルス感染症拡大防止事業

①感染症予防のための資材を配布し、感染及び感染拡大への予防を徹底する。
②マスク、消毒液等の購入及びその配送に係る経費を交付対象経費とする。
③マスク ○枚×〇円＝〇〇円
消毒液 ○本×〇円＝〇〇円
体温計 ○本×〇円＝〇〇円
郵送料 ○〇円×〇人＝〇〇円
④市内医療機関等 ○施設
市内小中学校 ○校
全市民 ○人
市内在住の高齢者等 約〇人

—

—

I-1. マスク・消毒液等の確保

④いずれも該当しない

R2.4

R2.7

10,000

0

0

210,000

0

0

0

0

0

R2補正（地）

地方単独事業の名称は任意だが、制度要綱別表に掲載された国庫補助事業名称と同一にならないようにする。

③交付対象経費との差額が生じないよう、対象数、購入単価、支出科目、日数等により、交付対象経費の積算内容を記載すること。
事業の主な経費以外の事務費等については、「事務費〇〇円」「～等」「その他」等と記載するのは望ましくない。
参考資料はあくまで参考のため、積算内容が「別添参照」のみとなる記載は望ましくない。
④事業の対象は交付対象者、対象者、対象施設等を記載すること。
「Alt」+「Enter」で改行可、見た目上の改行のためにスペースを使用しないこと。

別紙3を参照の上、地域未来構想20の中から該当する区分をプルダウンから選択する。該当がない場合は「④いずれも該当しない」とする。（既に記載されている事業についても記載すること。）
※選択区分が変更されたことに注意。

特定の個人又は事業者等に対する支援を行っている事業についてはプルダウンから「〇」を選択する。（既に記載されている事業についても記載すること。）該当しない場合は「—」を選択する。
「特定の個人又は事業者等」：一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象とする事業ではなく、特定の一部の者に限り対象とする事業

この欄に入る金額は、以下のとおり。
実施計画作成主体以外の負担額
・都道府県の補助金等（市町村の場合）
・市町村の負担額等（都道府県の場合）
・事業者・個人の負担額 等
F欄に金額を記載した場合は、財源を事業概要内に記載する。
一般財源はF欄には入らない。

地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名を記載する。

6

単

〇〇市新型コロナウイルス対応基金造成事業

①新型コロナウイルス感染症により影響を受けた企業に対する利子補給を継続的に行うための基金を造成する。
②基金
③融資総額想定〇億円×〇％×〇か月
④〇〇銀行等（市内企業へ融資した金融機関）

—

〇

II-2. 資金繰り対策

④いずれも該当しない

R2.4

R3.4以降

200,000

200,000

0

0

令和8年3月まで基金を取り崩して行うため

R2補正（地）

7

○記入様式中の「行・列の追加・削除・切り取り・貼り付け」及び「セルの結合」は絶対に行わないこと。（集計作業上不都合を来すため）
○マスタ用（編集しないでください）シートの編集は指示がない限り絶対に行わないこと。
○各シートの名称は変更しないこと。

基金の場合は基金欄に「〇」をつけ、備考②欄にその旨を記載する。
また、基金額への記入も行う。
基金に該当しない場合は「—」を選択する。

主なQ&A

Q1：第1次補正予算分として配分された交付金と第2次補正予算分として配分された交付金について、交付対象事業に違いはあるか。両者を区分して管理する必要があるか。

A1：両者の交付対象事業に違いはなく、区分して管理する必要はない。

Q2：第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。

A2：「新しい生活様式」等への対応分については、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進等に積極的に取り組んでいただくことを期待している。

ただし、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の交付限度額の合計額の範囲内で相互に融通することは、制度的に可能である。

Q3：基金事業について、どのような書類・手続きが必要となるのか。

A3：基金への積立を行う事業については、実施計画の「基金」欄でその旨明示されたい。また、通常の実施計画の様式に加え、「基金調べ」の提出が必要である。

予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続きが必要となる。また、額が過大となった場合には、国庫納付が必要となる。

実施計画の受付（第2次）

1 受付期限

令和2年9月30日（水） 17：00（厳守）

- なお、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画を提出してください。
 - 先行受付期限 **令和2年7月31日（金） 17：00（厳守）**
※第2次提出の中でも先行して提出された実施計画については、
確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしております。
- 当室において提出された実施計画の確認を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

2 提出方法

各都道府県を通じ、データを電子メールにて提出してください。

※ データの提出（電子メール）のみで可。郵送での提出は不要です。鑑文も不要です。

3 提出資料

①実施計画 ②チェックリスト

（該当ある場合） ③基金調べ ④事業実施状況及び効果検証に関する資料

該当ある
場合

- ① 実施計画：添付の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。
※内閣府から返送する実施計画に追記・修正する形で作成してください。
- ② チェックリスト：実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。
- ③ 基金調べ：交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、記入して提出してください。
- ④ 事業実施状況及び効果検証に関する資料：既に公表を行っている場合は、当該公表資料を提出してください。

お問合せ

- 内閣府地方創生推進室（臨時交付金特設チーム）にて対応いたします。



電話

03-5501-1752



メール

e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

※ お問合せの際は、質問様式を御活用ください。

- **都道府県**においては、これまでに引き続き、
市町村分のお問合せのとりまとめについて御協力をお願いいたします。

※ また、これまでの問合せ内容・回答から回答可能な市町村からの質問の場合は、回答期間の短縮にもつながりますので、都道府県において、内閣府からの回答内容を転送するなどしてお答えいただけますと幸いです。

- **都道府県・市町村の各部局の御担当者の方へ**

- ・ **今後の実施計画は、第1次提出時点の実施計画を基本に作成することとなりますので、臨時交付金について不明な点等がある場合、まずは、所属団体の担当部局にお問合せください。**

※ 所属団体にて、実施計画の作成・提出を担当している部局（企画・財政・地方創生担当等）がございます。